監　査　報　告

国立大学法人法第１１条第６項及び国立大学法人法施行規則第１条の２第５項並びに国立大学法人法第３５条の２において準用する独立行政法人通則法第３８条第２項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学の令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの第２０期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

１．監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、部局等において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

２．監査の結果

（１）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人熊本大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（２）内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（３）役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

（４）事業報告書

事業報告書は、国立大学法人熊本大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

（５）財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和６年６月１９日

国立大学法人熊本大学長
小　川　久　雄　　殿

監　事　　渡辺　啓子

監　事　　立石　和裕